

伊丹市 県中小企業融資信用保証料補助事業

兵庫県中小企業融資制度「経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）」を利用される伊丹市内の中小企業者等へ信用保証料の一部を補助します。

補助対象者（以下、すべてに該当する中小企業者等）

- ☐ 伊丹市内に「主たる事業所」を有している中小企業者等であること
（法人：本社機能・主要事業所 / 個人：主要な事務所・店舗・工場等）
- ☐ 兵庫県中小企業融資制度「経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）」を申込予定であること
- ☐ 伊丹市税を滞納していないこと

補助対象融資

兵庫県中小企業融資制度 **経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）** を以下の条件をいずれも満たして借入

- 保証申込：**令和8年10月1日～令和9年1月29日** に信用保証協会へ保証申込
- 融資実行：**令和9年2月28日まで** に取扱金融機関で融資実行

補助額

兵庫県信用保証協会へ支払う信用保証料の2分の1（1円未満切り捨て）※市の予算上限に達するまで

手続方法

- | | |
|--------|---|
| STEP 1 | 伊丹市へ「伊丹市県中小企業融資信用保証料補助金対象事業者確認申請書（様式第1号）」等を提出
融資申込前に、伊丹市へ申請書（様式第1号）及び必要書類を提出します。（郵送・持参・メール） |
| STEP 2 | 伊丹市から「伊丹市県中小企業融資信用保証料補助金対象事業者確認書（様式第2号）」を受領
伊丹市で審査の後、補助対象事業者であると確認できた場合は、確認書（様式第2号）を発行し、通知します。 |
| STEP 3 | 取扱金融機関の窓口で融資及び保証申込
保証申込時に、他の申込書類とともに「確認書（様式第2号）の写し」を兵庫県信用保証協会へ提出します。
※保証申込時に「確認書（様式第2号）の写し」の添付がない場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。 |
| STEP 4 | 融資実行・補助金交付
保証承諾後、補助金相当額が差し引かれた保証料が請求されます。別途、市への補助金請求は不要です。 |

伊丹市への提出書類

- ① 伊丹市県中小企業融資信用保証料補助金対象事業者確認申請書（様式第1号）
- ② 伊丹市内に主たる事業所を有することを証する書類（写し可）
（履歴事項全部証明書［発行後3ヵ月以内］、確定申告書類、許認可証、開業届など）
- ③ 伊丹市税の納税証明書（完納証明書）
- ④ 委任状（代理人による申請手続を行う場合）

お問い合わせ・申請書類提出先

伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課

〒664-8503 伊丹市千僧1-1 【電話】072-784-8047 【E-mail】syokorodo@city.itami.lg.jp